



「避難支援等関係者」って？



地域の中には、いろいろな立場から、さまざまな方法で要配慮者の避難行動や避難生活を支える人たちがいます。

助けを呼びに行く



自主防災組織



ようすを見に行く



避難所生活を手伝う



逃げ時を知らせる

自治会・町内会等

民生委員・児童委員



救助する
逃げるのを助ける



消防・警察



社会福祉協議会

避難支援等関係者（ひなんしえんとうかんけいしゃ）

災害の発生に備えて、事前に避難の体制をつくり、災害の発生時には、避難の支援、安否の確認など、要配慮者を災害から守るために支援をする人

法律で定められた、とても重要な取組です

東日本大震災の教訓を生かして、平成25年に災害対策基本法が改正されるとともに、内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が以下の内容をふまえて作成されました。

- ①市町へ避難行動要支援者名簿の作成を義務づける
- ②避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から、避難支援等関係者へ情報を提供する
- ③災害発生には、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を活用できる
- ④避難支援等関係者と市町が連携して個別計画を作成する

この手引は、この指針に基づいて作成しました。要配慮者の命を守り、地域のみなさんと共に安全に避難するために、市町と地域が連携して進めていくべきことを整理しています。